

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます

平成23年5月24日

世田谷区

1 業務の概要

- (1) 件名 才能の芽を育てる体験学習「未来のジャーナリスト講座」事業運営委託
- (2) 業務内容 世田谷区教育委員会が主催する「才能の芽を育てる体験学習」講座の一環として、区立中学校生徒が、新聞記者の方から取材の現場や新聞づくりについて学びながら、取材、撮影、執筆、編集を行い、新聞製作を体験する「未来のジャーナリスト講座」の実施にあたり、当講座の事業運営を委託するものである。
- (3) 履行期間 平成23年8月1日（予定）から平成23年12月28日まで（予定）

2 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者(法人)を対象とします。

- (1) 法人税・法人事業税・法人都民税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (3) これまでに同様の講座などの実績があり、かつ東京近郊に印刷所があり、中学生が日帰りで見学可能であること。
- (4) 新聞製作において、十分に中学生を指導できる経験をもつ新聞記者あるいは新聞記者経験を複数用意できること。
- (5) 世田谷区内に新聞販売所を有し、当講座への協力体制が取れること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の有無の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 中学生新聞製作にあたっての考え方
 - ア 中学生新聞に対する取り組み方針や考え方
 - イ 予定している取材先や取材内容など
- (2) 中学生に対する指導実績など
 - ア これまでの同内容の講座実績
 - イ 中学生に対する指導実績や留意事項など

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課

(世田谷区役所第二庁舎3階38番窓口)

電話：03-5432-2723

FAX：03-5432-3039

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び方法

ア 期間 平成23年5月24日(火)～平成23年6月6日(月)

※ 受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土曜、日曜日及び月～金曜日の正午～午後1時を除く。

イ 場所 (1)に同じ(区のホームページからのダウンロードも可)

ウ 方法 参加希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 受領期限 平成23年6月6日(月)午後5時まで

※ 受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、土曜、日曜日及び月～金曜日の正午～午後1時を除く。

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

(4) 招請通知の送付

提案書提出者への招請通知送付 平成23年6月7日(火)

(5) 提案書の提出日並びに提出場所及び方法

ア 受領日時 平成23年6月22日(水)及び6月23日(木)の両日

※ 受付時間は午前9時～午後5時とする。ただし、正午～午後1時を除く。

イ 提出場所 (1)に同じ

ウ 提出方法 持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：5 (1)に同じ

(6) 提案書の提出後に2の参加資格に該当しないこととなった者は提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 詳細は説明書による。

(9) 当該業務に関し、委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により、締結する予定の有無：有 平成24年度と同委託業務